

災害時における

応急必需食糧の調達に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と敷島製パン株式会社湘南工場（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他災害が発生した場合において、応急必需食糧（以下「食糧」という。）を甲が確保するため、次のとおり協定を締結する。

（食糧の範囲）

第1条 食糧の範囲は、次のとおりとする。

- (1) パン
- (2) 菓子類

（食糧調達の要請）

第2条 甲は、災害時において食糧の確保が必要であると認めるときは、乙に対し、食糧の調達を要請するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に規定する食糧の調達を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その事項を甲に連絡するものとする。ただし、乙はその要請により自己業務に支障をきたすと判断したときは、協議のうえ業務に支障のない範囲で要請に応じるものとする。

（食糧の価格及び支払い）

第5条 食糧の引き取り価格は、災害発生時の当該地域における標準卸売価格とし、その代金は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に甲が乙に支払うものとする。

（食糧の引渡場所）

第6条 食糧の引渡場所は、乙が指定するものとし、甲の派遣する職員が確認のうえ、これを引き取るものとする。

（パン箱の管理）

第7条 甲は責任をもってパン箱を乙に速やかに返却するよう甲の職員に指示徹底させるとともに、パン箱の紛失防止の管理に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第9条 この協定は、平成10年9月1日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

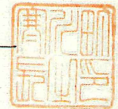
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年 9月 1日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 藤 沢 賢



乙 寒川町一之宮7丁目9番1号

敷島製パン株式会社パスコ湘南工場

工場長 加 藤 定 俊